

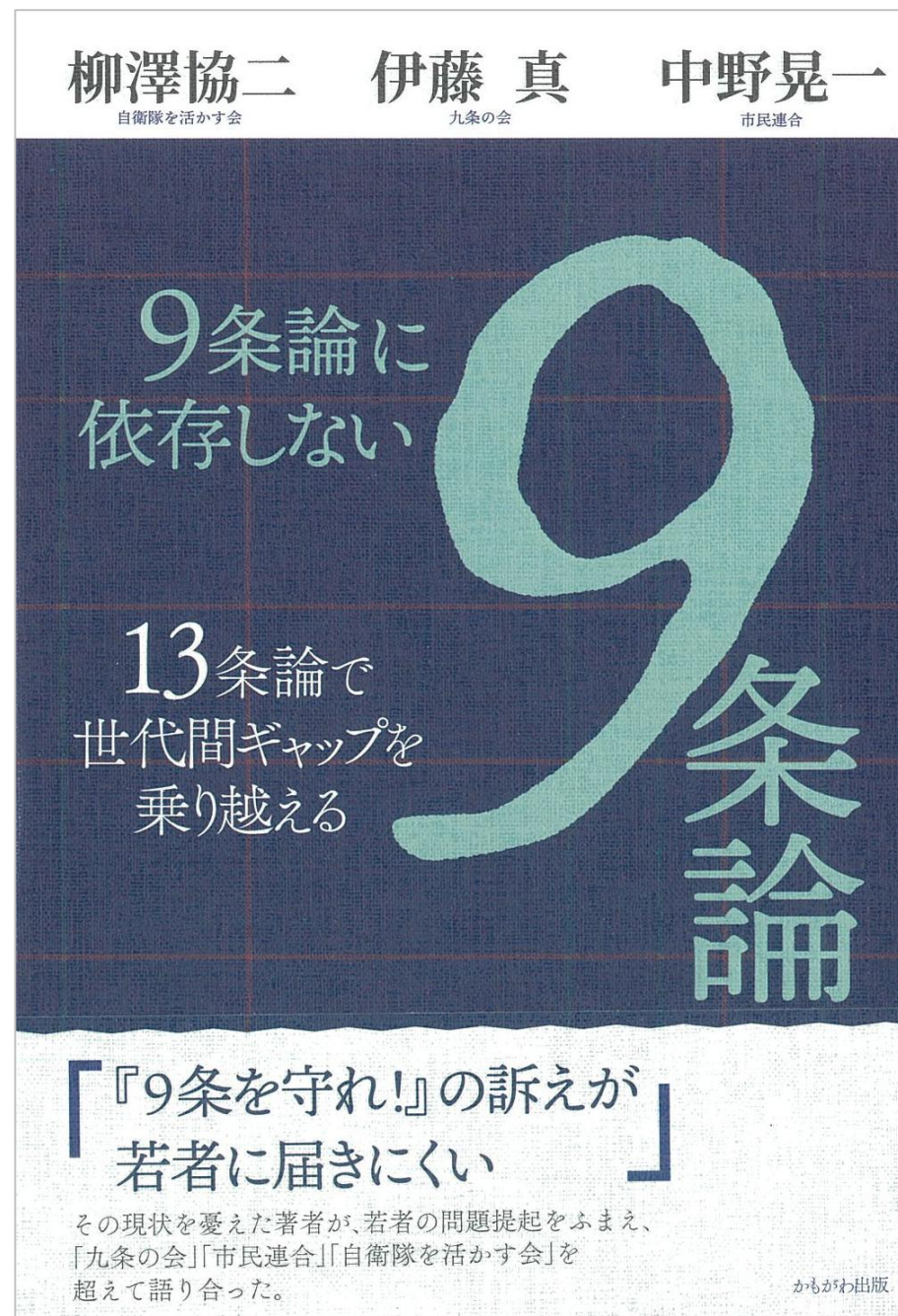
戦争をしないと誓った憲法と 私たちにできること

配布用レジュメ

伊藤塾塾長
九条の会世話人
弁護士 伊藤 真

書籍の紹介

『9条論に依存しない9条論 13条論で世代間ギャップを乗り越える』 (かもがわ出版)



『考える練習』 (サンマーク出版)

考える練習

Thinking practice

伊藤 真

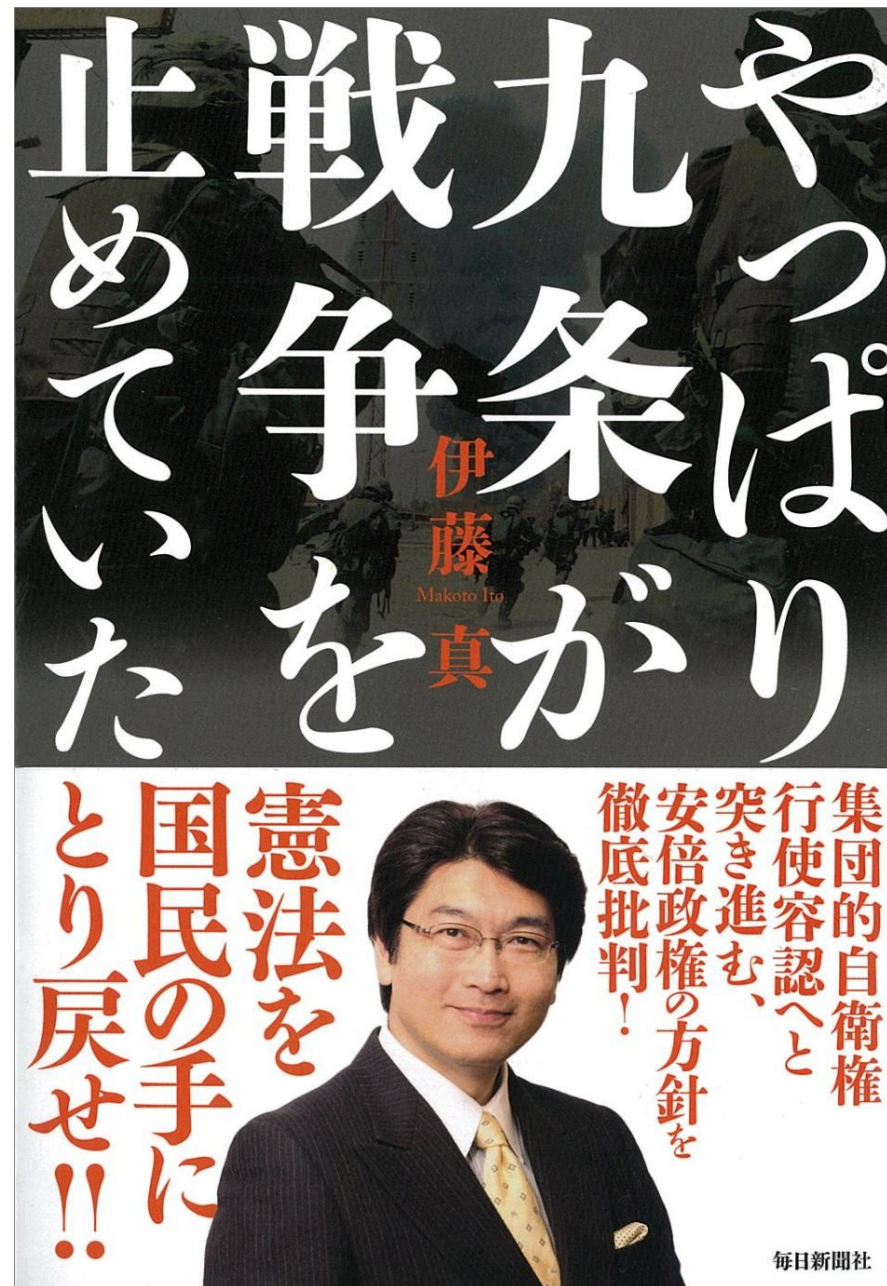


「自分の頭で
考えろ」と
言われましても・

サンマーク出版

書籍の紹介

『やっぱり九条が戦争を止めていた』
(毎日新聞社)



『9条の挑戦』 (大月書店)



憲法を学ぶ意義

- 1 憲法を使いこなして自分らしく生きる力を身につけるため
(自分が幸せになるために)
- 2 社会のメンバーとしての役割を果たすため
(社会をよりよくするために)
- 3 選挙や憲法改正国民投票のときに、自分の考えでしっかりと判断できる力をつけるため(未来を灰色にしないために)

私たちは誰もが政治や憲法に関心ではいられても、
無関係ではられない。

改めて憲法制定の目的を確認してみます

日本国憲法前文 (1947年5月3日施行)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する(前文1項)。

日本中に自由と人権をもたらし、政府に2度と戦争させないために憲法を制定した

憲法制定の目的

- 憲法制定の2つの目的

- ① 「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」

- 日本中に自由と人権をもたらすため

- ② 「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」

- 政府に二度と戦争をさせないため

- この2つの目的を実現するための手段として

- ③ 「ここに主権が国民に存する」

- 私たちが主体的に行動して実現する。

「われらの子孫のために」憲法制定したことを再確認

国民が政治、憲法、人権に
無関心でいるうちに

この国のかたちが
変わってきているようです。



JAPAN'S CHOICE
Prime minister
Fumio Kishida wants
to abandon decades
of pacifism-and
make his country a
true military power

日本の選択
岸田首相は何十年の
平和主義を捨てて、彼
の国を真の軍事国家
にしたいと思っている。

2023/5/12発売号

麻生副総裁の発言

- <ナチス発言> (2013/7/29)
 - 「憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。**だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね。わーわー騒がないで。」**
 - ← 国民的議論を不要とするもの
 - ← あれから10年、今の日本は？
- <戦う覚悟発言> (2023/8/8) @台湾
 - 「今ほど日本、台湾、アメリカをはじめとした有志の国々に非常に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている時代はないのではないか。**戦う覚悟です。いざとなったら、台湾の防衛のために防衛力を使う**」

2025年憲法改正世論調査 5/3

	憲法改正				9条改正			
	賛成		反対		賛成		反対	
読売新聞	60%		36%		17% ※1項	47% ※2項	80% ※1項	49% ※2項
朝日新聞	53%		35%		35%		56%	
日経新聞	68% ※2024	37% ※緊急事態条項	28% ※2024	50% ※緊急事態条項				
毎日新聞	21% ※石破首相在任中		39% ※石破首相在任中					
NHK	39%		17%		34%		28%	
共同通信	70% ※どちらか含	75% ※緊急事態条項	26% ※どちらか含	21% ※緊急事態条項	48%		48%	
産経新聞	59%		29.9%					
北海道新聞	41%		22%		26%		44%	
南日本新聞	61.0 ※どちらか含		30.7% ※どちらか含		49.2% ※どちらか含		39.6% ※どちらか含	
全国世論平和調査 ※2024.8日本世論調査会					20% ※自衛隊を軍と明記		68% ※専守防衛を堅持	

反撃能力保有に関する世論調査2022/12

	反対	賛成
毎日新聞※2022.5.21実施	22%	66%
時事通信※2022.6.10-13実施	19.2%	60.9%
読売新聞※2022.11.6報道	41%	52%
共同通信※2022.11.26-27実施	35%	60.8%
朝日新聞※2022.12.17、18実施	38%	56%
JNN産経※2022.12.17-18実施、自民支持層	-	75.9%
JNN産経※2022.12.17-18実施、無党派	-	54.3%
JNN産経※2022.12.17-18実施、 立民支持層	53.3%	33.6%
JNN産経※2022.12.17-18実施、男性	23.8%	72.8%
JNN産経※2022.12.17-18実施、女性	41.4%	49.2%
日本経済新聞※2022.12.23-25実施	31%	60%
沖縄テレビ とJX通信社※2023.1.14-15実施	40.96%	38.75%

敵基地攻撃能力論(反撃能力)

- 相手国の領域内にあるミサイル基地や相手国の指揮統制機能を(軍司令部、政府関係機関等)を攻撃するためのいわゆる攻撃能力を保有しようという議論

敵の基地だけではない
「敵国」攻撃能力

- 問題点

- これにより抑止力を高めるという。
- 抑止力の本質は戦争する意思と能力を相手に示す威嚇
- 具体的にどの国を対象としているのか

- 北朝鮮、中国、ロシア←核兵器を持つ国が相手

ウクライナがロシア領域内の敵基地攻撃を本格的にしていない現実

- 相手が攻撃着手する前に日本が攻撃をすれば、違法な先制攻撃となる。また、反撃をすればそれで終わるものではない。
 - ミサイル等による攻撃の応酬になり、相手を叩き潰すまで止められなくなる。まさに殲滅戦、全面戦争へと突入する危険。
- このような武器の保有は、戦力の保持(9Ⅱ)にあたり、敵の領土を攻撃することは紛争解決のための武力行使(9Ⅰ)で違憲。

- 集団的自衛権を行使する中での反撃能力保有は**先制攻撃能力の準備**であり、明らかな憲法違反でないか。
- さらに5年後の2027年度に**GDP比2%**に達する予算措置**(5年間で43兆円)**を講じるために**増税を検討**。2025年度防衛費9.9兆円(GDP比1.8%)

軍事費世界第3位

一人当たりGDP G7最下位に転落

- 反撃能力保有は決まったものとして**国会では財源論のみを議論**しようとしている不誠実さ。

→岸田元首相は国民に「理解を深めてもらえるよう丁寧な説明を行っていく」
とのこと。しかし、説明は一切ない。

- 国民の憲法への無関心をいいことに**日本を軍事優先の国に変えてしまうような重大な「国のかたち」(国防政策)の大転換**が行われようとしている。
- このように日本の「国のかたち」すなわち、憲法秩序を根本的に変容させることができるのは、主権者国民のみのはず。

主権者を無視するものであり、立憲主義に違反

ウクライナ戦争

- ロシアによるウクライナへの軍事進攻は国際法違反であり、正当化できない。
- 常任理事国が国連憲章を破り、核兵器使用の可能性まで否定しないことは戦後秩序への挑戦であり、許されないこと。
- こうした事態に至っても、あくまでも法の支配を主張し続けることが重要。

全人類への挑戦

だからこそ、被団協のノーベル平和賞
受賞には大きな意味がある

ガザ戦争も報道だけを鵜呑みにしない

- 早稲田大学教授の岡真理さんが、池田香代子さんの「デモクラシー・タイムズ」に出演。

<ノーマンズランドとしてのパレスチナ>

- <https://www.youtube.com/watch?v=exKUQHb04rU&list=TLGGwntrvZlgLYwxMTAzMjAyNA&t=3s>



1948	「ナクバ」、イスラエル建国、第一次中東戦争
1956	第二次中東戦争
1967	第三次中東戦争
1973	第四次中東戦争
1987	第一次インティファダ始まる
1993	オスロ合意
2000	第二次インティファダ始まる
2005	ガザからイスラエルの全入植地が撤退
2006	ハマース、パレスチナ立法評議会選挙で勝利、第一党に
2007	ガザ内戦、ハマース勝利、パレスチナはガザ（ハマース）と西岸（ファタハ）の二重政権に イスラエル、ガザを完全封鎖
2008	イスラエル、ガザ攻撃（22日間、パレスチナ側の死者1400人超）
2012	イスラエル、ガザ攻撃（8日間、パレスチナ側の死者140人超）
2014	イスラエル、ガザ攻撃（51日間、パレスチナ側の死者2200人超）
2021	イスラエル、ガザ攻撃（15日間、パレスチナ側の死者256人）
2022	イスラエル、ガザ攻撃（3日間、パレスチナ側の死者49人）
2023	10月7日、ハマース主導の越境奇襲攻撃を機に、ガザ攻撃始まる



ウクライナ・ガザの戦争からの教訓

安全保障のジレンマ
同盟のジレンマ

- 軍事力増強に走っても、**抑止は失敗**する。戦争になれば国民・市民の被害は防げない。
- **軍事力では何も解決しない**。
- 戦争に備えるのではなく、**戦争の回避**こそが重要。
- 攻撃されたときの防衛以上に、いかに攻撃されないようにするか「**安心供与**」が重要。
- 日本は、一方に肩入れするのではなく、あくまでも**停戦**を求め続けるべき。
- 力ではなく、どこまでも**法によって解決**する方向をめざすべき(国際法)

過度に抑止力に
依存することなく

改めて憲法前文と9条の意義と重要性を再確認

日本国憲法 第9条

1項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

日本国憲法前文 2、3、4項

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼**して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。**われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。**

われらは、**いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない**のであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、**全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成**することを誓ふ。

憲法は何のためにあるのでしょうか？

なぜ法律に従うのだろうか？

その地域や時代の**多数の人**の意見
に従っているから（手続が正しい）

↓では

多数意見の内容も常に正しいのか？

↓

NO

情報操作、雰囲気、目先の
利益に惑わされる

人間は間違いを犯すことがある

国民の多数が支持して、
選挙で勝って政治を行ったけれど、
間違いだった例として、

ヒトラーの言葉の巧みさ

- 独裁
→「**決断**できる政治」
- 戦争の準備
→「**平和と安全**の確保」
- 共産党員・社会民主党員を拘束した緊急命令
→「民族と国家を**防衛**するための緊急令」
- 全権委任法(1933年3月23日)
→「民族及び国家の**危機を除去**するための法律」

政治家はしばしば誰も反論できない
言葉を持ちだして憲法を破壊する

そういえば

- 武器輸出
→「防衛装備移転」
- 戦争法
→「平和安全法制」
- カジノ解禁法案
→「IR推進法案」
- 共謀罪
→「テロ等準備罪」
- 戦闘行為
→「衝突」

「わが闘争」(ヒトラー)

「大衆の理解力は小さいが、忘却力は大きい。効果的な宣伝は重点をうんと制限して、これをスローガンのように利用し、…最後の1人まで思い浮かべることができるように**継続的**に行わなければならない。…問題に対する**主観的一方的態度**が重要。代表すべきものを専ら強調すること。…大衆は…純粹に理性的判断からでもなく、動揺して疑惑や不安に傾きがちな人類の子供から成り立っている。…民衆の圧倒的多数は**冷静な熟慮よりもむしろ感情的な感じ**で考え方や行動を決める。この**感情は単純**であり、…肯定か否定か、愛か憎しみか、正か不正か、真か偽りか。…大衆に確信させるために…**何千回も繰り返すこと。**」

ヘルマン・ゲーリング元帥

「もちろん、人々は戦争を望みません。運がよくてもせいぜい五体満足で帰ってくるぐらいしかないので、貧しい農民が戦争に命を賭けたいわけがありません。一般人は戦争を望みません。ソ連でも、イギリスでも、アメリカでも、そしてその点ではドイツも同じことです。ですが、**政策を決めるのはその国の指導者**です。それに人々を従わせるのはどんな政治体制であろうと、常に簡単なことです。...国民にむかって、**われわれは攻撃されかかっているのだと煽り**、平和主義者に対しては、愛国心が欠けているし、国を危険に曝していると非難すればよいのです。

この方法は**どんな国でもうまくいきます**よ。」

人々の不安に対応する「安心保障」の危うさ

安全(⇔危険)と安心(⇔不安)を
区別する賢さを持つことが必要

憲法の必要性

多数意見が常に正しいわけではない



多数意見にも歯止めが必要

多数意見でも奪えない価値があるはず

(法律でも)



人権(特に少数者の)

平和

これを予め決めておくのが憲法

立憲主義と民主主義

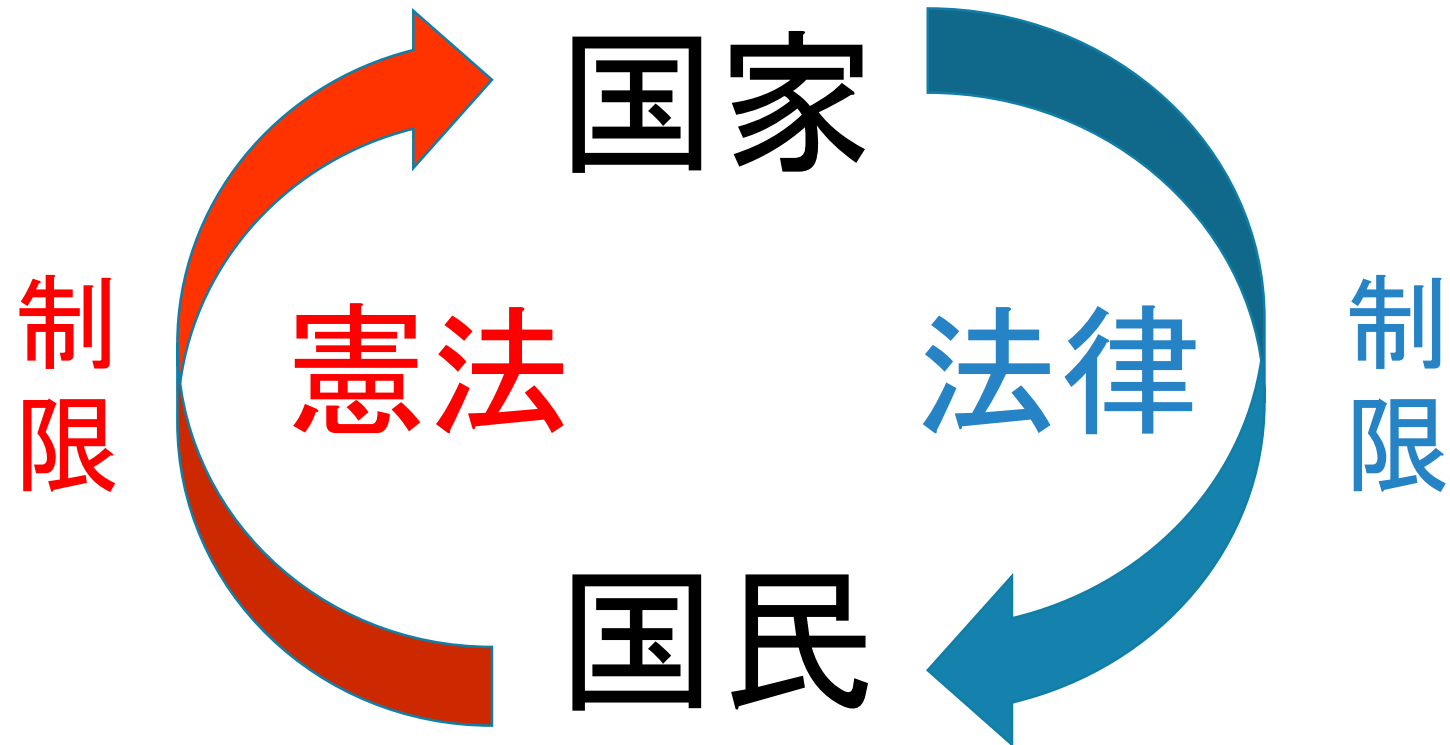
近代国家の
世界標準

- 政治権力を憲法で縛るという考え方を、立憲主義という。
(憲法に基づく政治)
→もともと国王の横暴に歯止めをかけるために生まれた。
(英国: マグナカルタ・1215年)
→民主主義社会においては多数派による民意を反映した政治権力にも歯止めをかけるという意味を持つ。

民主主義vs立憲主義

(アクセル) (ブレーキ)

憲法と法律



国民が**人為的に**
作った権力の主体

憲法は文化・歴史・伝統・宗教
からは中立であるべき

憲法とは

- 憲法とは、国家権力を制限して
国民の権利・自由を守る法
(人権)

あくまでも人権保障が目的(近代国家共通)

さらに戦争させないことも目的とした点に
日本の立憲主義の特長がある。

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる責任があるだけ

憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力**によつて、これを保持しなければならない。



**国会議員、官僚、裁判官など公務員に憲法を
守らせるために主体的に行動**することを国民
に求めている。

最後は市民の力。
主権者意識・憲法意識の重要性。

「日本国憲法」制定の経緯と
大切な価値を知っておきましょう

近代日本の歩み

- 明治から第二次世界大戦敗戦

(1868～1945)

- 近代国家建設の過程

- 不平等条約をいかに改訂させるか。

- 立憲君主制

- 天皇主権、上からの改革
 - 国家や天皇のための個人の自己犠牲には価値がある。

- 個人の自由よりも富国強兵を重視

- 軍備拡張と経済発展という国家優先による近代化

- 自由民権運動と大日本帝国憲法発布(1889.2.11)

その後、大正期における立憲主義と昭和の挫折

法体系
政治制度
経済システム

日本国憲法制定の経緯

- 1868年 明治維新
- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦
- 1946年2月 マッカーサー草案
6月～10月 議会での審議・議決
11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

1879年
琉球王国を沖縄県
として併合

戦前の日本は
「家」制度の下で
個人主義を徹底して排除

女性参政権も肯定
但し沖縄を排除

日本国憲法制定の経緯

- 1868年 明治維新
- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法(明治憲法)発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 太平洋戦争(第2次世界大戦)
- 1945年 ポツダム宣言受諾 敗戦
- 1946年2月 マッカーサー草案
6月～10月 議会での審議・議決
11月3日 日本国憲法公布
- 1947年5月3日 日本国憲法施行

77年間戦争し続けた
戦前の日本

近代国家の歩みが戦前に
逆戻りしてしまうのか、今、
重要な岐路に立っている

憲法施行から
78年間戦争
しなかった
戦後の日本

明治憲法から日本国憲法へ ～憲法価値の転換～

＜戦前の日本＞ → ＜戦後の日本＞

天皇主権 → 国民主権

戦争し続けた国 → 戦争できない国

臣民の権利にすぎない国 → 天賦人權思想の国

教育を利用した国 → 教育内容に介入しない国

宗教を利用した国 → 政教分離

障害者、女性、子どもを差別した国 → 差別のない国

貴族・財閥・大地主のいる国 → 格差を是正する国

自己責任を強いる国 → 福祉を充実させる国

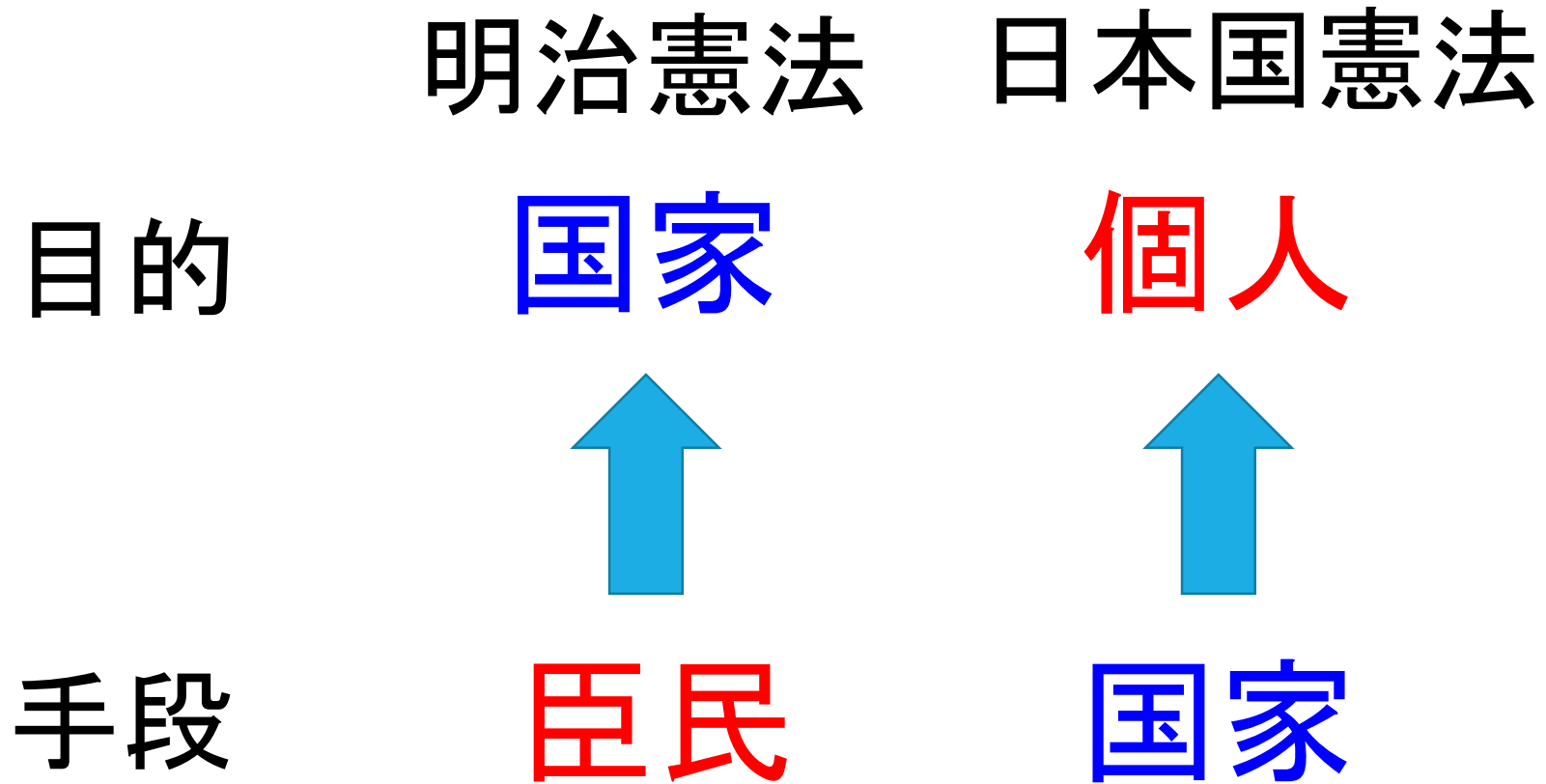
徹底した中央集権の国 → 地方自治を保障する国

国家のための個人 → 個人のための国家

↓ (国家主義・全体主義)

↓ (個人の尊重・個人主義)

国家・天皇を大切にする → 一人ひとりを大切にする



社会における国民・市民の意識の転換が実現したか。

日本国憲法の根本価値

- 憲法13条前段(個人の尊重)

「すべて国民は個人として尊重される。」

一人ひとりの自由を保障し、誰もが人間としての尊厳を持って個として尊重されて、生きることができるようにすることをめざす。

→一人ひとりの「個人の尊厳」を尊重する。

その「個人の個性」(多様性)を尊重する。

一人ひとりを大切にする。

人間を道具のように代替可能な手段として扱わない

尊厳を持った存在としての価値(存在価値)の保障

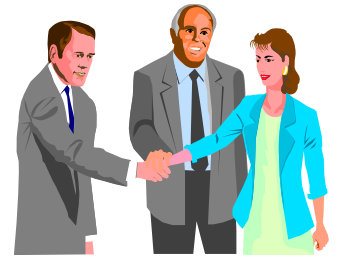
個人の尊重(個人の尊厳)

- ・人は皆違う(**個**として尊重)→**多様性**
→人と違うことはすばらしい

違いを認め合って共生できる寛容な社会をめざす。

- ・人は皆同じ(**人**として尊重)→**包摂性**
→人間として生きる価値がある点では皆同じ

1人1人の存在自体に価値があるのであり、
個人の幸せのために国がある。



多様性を認め合うことから
他者への配慮や寛容も
可能になるのではないか。

社会は多様な人から成り立っている。

だから、

立憲主義の本質

異質な他者との共存をめざすことが重要。

社会の異分子を排除して同質化を図ろうとするのではなく、

お互いの違いを認め合う

「個人の尊重」を理解し共有し合うことが重要。

個人の尊重と幸福追求権

<憲法13条>

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び**幸福追求**に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
 - 誰にも価値があり、幸せになる権利を持つ。
 - 自分の幸せは自分で決める(**自己決定権**)。
 - *それを追い求める**自己実現の過程**を人権として保障する。
 - 憲法はプロセス重視。**生きる過程自体**に価値がある。
 - ***理想に向かって努力する過程こそが重要**

いかによりよく生きるか。過程・プロセスが重要。

憲法13条(個人の尊重)と平和

- 個人を戦争の道具にさせない
 - 一人ひとりのかけがえのない**個人の命を、国に戦争の道具として使わせない。犠牲になるのは常に子どもや弱い人たち。**
- 戦争は最大の人権侵害であり、最悪の環境破壊。
 - だから日本は戦争をしない。
- 外国とも共存の道を最大限に追求する
 - 日本の国と異なる価値観の国であっても“ならずもの国家”として**武力によって排除することで解決しない。**
 - 力ではなく、あくまでも対話と協力による共存をめざす。

憲法13条や9条は理想。
だからこそ、理想に向かうプロセスが重要。
憲法は「未完のプロジェクト」

戦争の歴史
(同盟政策と集団安全保障)を
みてみます

そして
日本国憲法の平和主義について
考えてみます

戦争の位置づけの変遷

- グロチウスの戦争観: 戦争は裁判に代替する国際紛争解決手段
(決闘としての戦争)

- 19c~20c初頭 近代主権国家の無差別戦争観
決闘に勝った方が正しいのであり軍備拡大が必須
←秘密外交による軍事同盟の強化(ビスマルク外交)

抑止力に依存した軍事同盟
による世界秩序から協議の
場を作り平和的手段による
紛争予防と解決への転換

- 第1次世界大戦で軍事同盟の衝突(悲惨な結果)

- 第1次大戦後 国際連盟と不戦条約(1928年)

←侵略戦争を禁止

(ただし自衛のためと主張すればすべて自衛戦争となる)

軍事同盟から
集団安全保障へ

- 日本は国際連盟脱退(1933)、日独伊三国同盟(1940)で同盟政策へ

- 国連憲章(1945年6月26日調印)

そして日本の敗戦

あらゆる武力行使を原則、違法とする。

集団安全保障により戦争の違法化

憲法の基本的な考え方

国連の集団安全保障の枠組み

<前文第2項>

- 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、**われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。**

日本国憲法 第9条

1項

世界標準

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

パリ不戦条約から

2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

2項と合わせて、一切の戦争を放棄している。

但し、個別的自衛権のみ行使できる。そのための実力部隊として自衛隊がある(2014年までの政府見解)。

10年前までの政府の立場(2014/7/1まで)

～9条が禁止する戦争とは？～

- 戦争＝侵略戦争＋自衛戦争
- 9条1項・2項で侵略戦争のみならず、自衛戦争も含め、一切の戦争を放棄

(憲法学の通説、政府見解)

～自衛権の位置づけ～

- 主権国家として持つ固有の自衛権は、**憲法外に基礎を置く**権利
(最大判昭34.12.16, 砂川事件判決)
- ★自衛隊は自衛のため必要最小限の実力組織として9条2項の「戦力」にあたらないうり許される。

あくまでも個別的自衛権を行使する実力部隊として自衛隊は合憲とされてきたのであり、米国との軍事協力もそのための限定的なものに限り許されていただけ。

集団安全保障と集団的自衛権は全く異質のもの

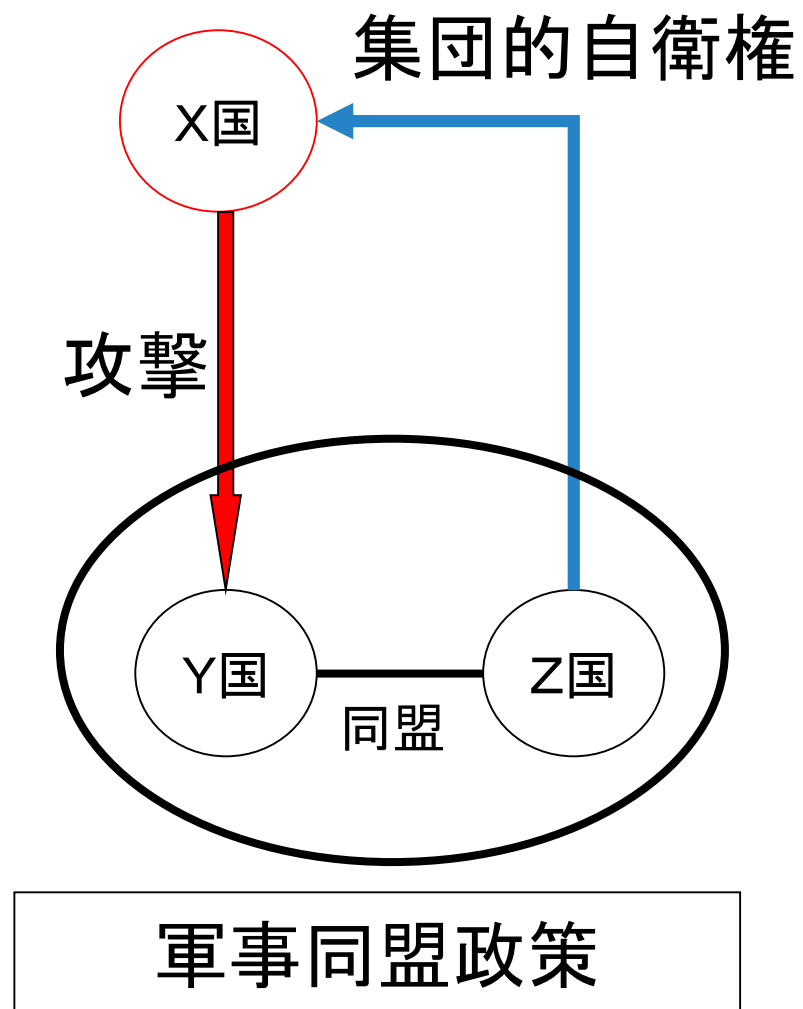
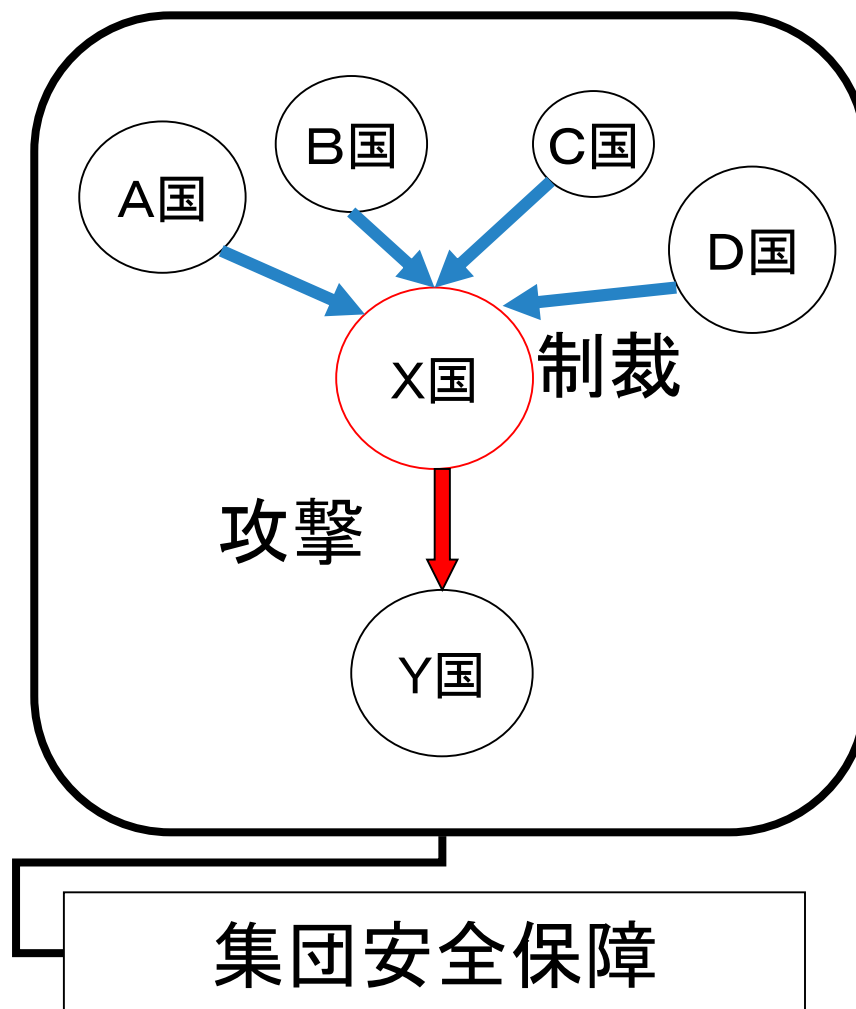
集団安全保障は、特定の敵を想定せずに協議の場を作り、協力して安全を保障する政策。

集団的自衛権は同盟の外の敵を想定して、抑止力に依存する軍事同盟政策。

体制内の国家への信頼(**集団安全保障**)

体制外の国家への不信(**集団的自衛権**)

集团安全保障と集团的自衛権



- 個別的自衛権と集団的自衛権は**本質的に異質**なもの。
 - － 自衛の措置として同列に論じられるものではない。
- 現実の問題として、米中対立、米国と中東、米国とロシアとの紛争が起こったときには、日本が米国の戦争に参加せざるをないことを意味している(**戦争に巻き込まれる危険**)。
- **同盟のジレンマ**: 見捨てられる恐れから同盟を強化することで相手国の戦争に巻き込まれるリスクが高まる。

★**集団的自衛権は他国の戦争に参加**すること。

同盟政策に基づく他国防衛が本質

日本は集団的自衛権行使を認めないことで
2014年まで集団安全保障体制を維持してきた

自衛権発動のための旧三要件（2014年以前）

① 日本に対して急迫・不正の侵害がある（**違法性**）

－ 友好関係にある他国が攻撃されただけでは不十分

集団的自衛権の行使否定

② その侵害を排除するためにほかに手段がない
（**必要性**）

－ 物理的な侵害行為がなく、警告や外交で問題を解決できる場合は要件を満たさない

③ 排除するために許される実力行使は必要最小限である（**均衡性**）

－ 専ら攻撃に使われる装備は許されない

ICBM、長距離戦略爆撃機、
攻撃型空母

2014年までの政府解釈の帰結 (2014年以前)

- 武力行使を**個別的自衛権行使に限定**
- **海外での自衛隊の武力行使を禁止** (自衛官の武器使用に限定)
- 攻撃的兵器保有の禁止 (弾道ミサイル、攻撃型空母、戦略爆撃機)
- 他国の武力行使との**一体化禁止**
 - 他国軍隊への支援は非戦闘地域、後方地域に限定
 - 支援内容も武力行使との一体化にならない範囲に限定
- 海外での自衛隊の活動を**後方支援、人道復興支援に限定**
 - 警護活動、安全確保活動、船舶検査活動のような前線での活動を行わない。
- **武器使用も自己保存権**に基づくものに限定
 - 任務遂行のための武器使用禁止
 - 危害射撃は刑法36条、37条に限定
 - 武器使用権限は部隊ではなく個々の自衛官に付与。
- **PKO参加五原則**による限定

あくまでも例外であり、米国との軍事協力も限定的

9条は自衛官の命を守ってきた

- ・ 武器輸出禁止
- ・ ODA平和利用
- ・ 宇宙平和利用
- ・ 非核3原則

第2次安倍政権による人事権行使

- 内閣法制局は理屈として集団的自衛権行使に一貫して反対してきた。
- 2013年8月、集団的自衛権の行使を違憲とする山本庸幸長官を辞任させ、容認論者であった小松一郎駐フランス大使を内閣法制局長官とする人事を発令。
- この人事を内閣法制局次長として見ていた横畠祐介氏が後任の長官となり、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を認めてしまい、2014年7月1日、安倍政権の閣議決定がなされる。

自衛の措置としての武力行使の新三要件

(2014.7.1閣議決定)

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
—政府は、「我が国の存立が脅かされ」「国民の……権利が根底から覆される」「明白な危険」の文言により、憲法上許容される限度に集団的自衛権の行使が限定されているとする。
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまること

自衛の措置としての武力行使の新三要件

(2014.7.1閣議決定)

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

一政府は、「我が国の存立が脅かされ、国民の……権利が根底から覆される明白な危険」の有無は、時の政府が判断される限度に集約的に判断されるものとする。

- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまること

集団的自衛権行使への解釈変更

明白な憲法違反

- 憲法の解釈変更という手法は許されない
 - 自衛隊は世界中で戦う部隊となり、**憲法9条違反**。
 - 国家が憲法実践としてきたものが集団的自衛権不行使であり、これを解釈で変更することは**立憲主義違反**。
 - **軍事同盟政策への逆戻り**であり、自衛隊の海外派遣への法的な歯止めがなくなってしまった。
- 集団的自衛権そのものの危険性
 - 行使が認められることにより**日米軍事一体化が促進**され、**米国の戦争に巻き込まれ**、敵国やテロの標的になり、かえって**国民が危険**にさらされる。
 - 米国との関係、東アジアの安定を考慮すると、近隣諸国との**緊張を高める**べきではない。

憲法的歯止めがなくなってしまった

「法学的にはクーデターです」

（石川健治東大教授）

『集団的自衛権』を日本は行使できない、という立場は、現行の憲法の枠内で論理的に許容される“最後の一線”です。それを破ってしまったら、**これまでに築かれた法秩序の同一性・連続性が破壊されてしまう**。そういう意味で、正式な憲法改正手続きをとらずに9条に関する解釈の変更という形で、憲法の論理的限界を突き破った閣議決定は、**法学的にみれば上からの革命であり、まさしくクーデターなのです**」

（2016.5.2毎日新聞の取材にて）

新安保法制施行後の状況

1 進む日米の軍事的一体化

- ・米艦や米機防護の**常態化**

2017年…2件、2018年…16件、2019年…14件、2020年…25件、2021年…22件
※豪州1件、2022年…31件※豪州4件、2023年…27件※豪州5件　これまで
合計137件(うち豪州10件)

- ・第5次アーミテージレポート(2020年12月)

「日米の防衛協力については、『相互運用』から『**相互依存**』のレベルにまで高
め、ミサイル防衛については2カ国間で過剰な出費や重複を避けるべく**調整**
を進めるべきであるとする。」

2 自衛隊のインド洋・南シナ海での訓練

- ・2017年から米印日共同訓練「マラバール」参加
→中国の一帯一路の押さえ込み
- ・南シナ海で米豪印越の海軍と共同訓練
→海南島の中国潜水艦のけん制

自衛隊の役割・任務が日本防衛を越えて
地球規模の米軍支援

2023年には、自衛隊が
参加した**多国間共同訓
練が56回**。2006年比で
18倍、有事などを想定
した「**戦術・戦闘訓練**」
の比重も**64%**を占める。

バリアントシールド(勇敢な盾) 2024/6/7~18

- 2006年から米軍が2年に一度、グアムなどで実施する**1万人規模の実動演習**。宇宙軍、サイバー部隊も参加。
- 米軍から一部訓練を日本国内で行いたいという申し出があり、**自衛隊が初めて参加**。
- 訓練の目的は、自衛隊の**戦術技量の向上、同盟国との連携強化**によりインド太平洋地域における**抑止力・対処力の強化**す
- 訓練の実施場所はグアム、ハワイを含むインド太平洋地域、国内では**日本周辺海空域、国内の自衛隊施設、在日米軍施設等**
- 陸海空各自衛隊から計**約4000人**と車両約**130両**、航空機約**60機**などが参加。
- 青森県の八戸航空基地と宮城県の松島基地では、**日米戦闘機の展開訓練**が行われた(有事の際に米空軍基地から部隊を分散させる)。

日本が戦場になることを前提にした訓練

バリエント・シールド2024の訓練場所



「オリエント・シールド24」 2024/7/18～26

1 目的

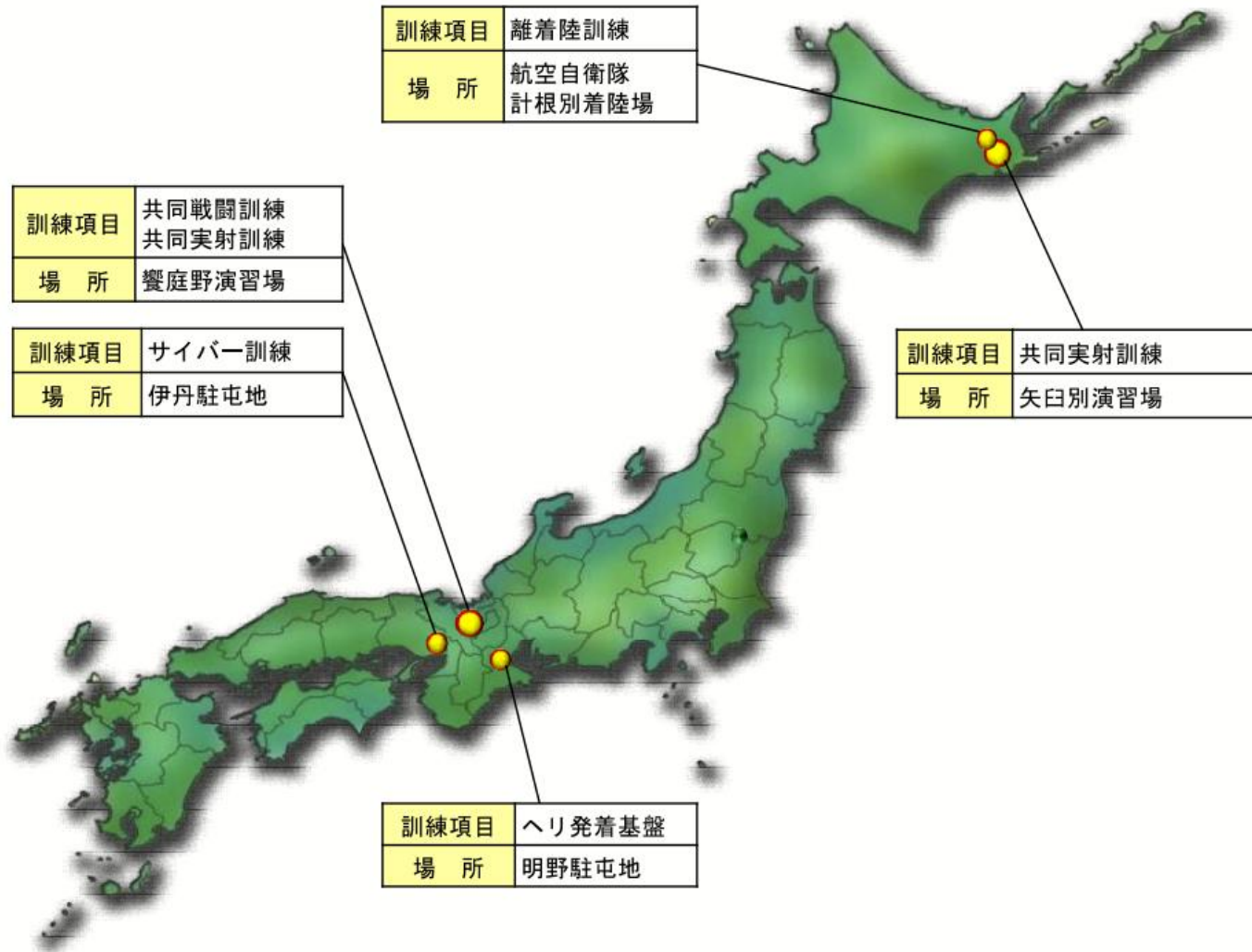
陸上自衛隊及び米陸軍の部隊が、それぞれの指揮系統に従い、**共同して作戦を実施**する際の**連携**要領を実行動により演練し、**共同対処能力の向上**を図ることを目的にした**実動訓練**。

2 内容

- ・あいばの響庭野演習場において、陸自の諸職種共同部隊と米陸軍歩兵部隊等との**共同戦闘訓練**、陸自と米陸軍の攻撃ヘリコプター、対戦車火器、各種小火器による**共同実射訓練**等
- ・やうすべつ矢臼別演習場において、陸自地对艦誘導団（非実射）、155mm榴弾砲及び米陸軍・米海兵隊ハイマースによる**共同実射訓練**
- ・伊丹駐屯地において、**サイバー攻撃対処**に資する専門家交流

オリエント・シールド24演習場所

令和6年度 国内における米陸軍との実動訓練について
(オリエント・シールド24) (イメージ図)



「キーン・ソード25」

（日米共同統合演習・実動演習） 2024/10/23～11/1

- 2年に1度開催されるこの共同実地訓練は、1986年に初めて実施され、日米同盟を強固にしながら、準備態勢と相互運用性を高めることを目的。
- 我が国防衛のための日米共同対処及び自衛隊の統合運用について演練・検証し、共同統合運用能力の維持・向上を図るため実弾射撃訓練。
- オーストラリア国防軍とカナダ軍の隊員も参加。
- 陸上、海上、航空作戦および統合輸送等の全てを包含した総合演習。
- 演習は、日本および米国の基地、北海道から沖縄までの12の民間空港、20の民間港湾で行われ、そのほとんどが沖縄と鹿児島で行われた。
- 訓練には、水陸両用作戦、航空戦闘、海上警備、サイバー防衛が含まれ、日本側から約3万3000人、米軍から約1万2000人、艦艇40隻、航空機370機が参加した包括的訓練。
- 陸上自衛隊の水陸機動団と米海兵隊による水陸両用作戦等を実施。

キーン・ソード25演習場所

その他関連する訓練

- 統合後方補給
- サイバー攻撃等対処
- 協同基地等警備
- 宇宙状況監視に係る連携
- 統合電磁波作戦訓練

統合防空ミサイル防衛訓練

空挺作戦

水陸両用作戦

統合対艦攻撃訓練

※九州及び沖縄におけるシミュレーション訓練を含む。

The diagram illustrates the locations of various military exercises associated with Keen Sword 25. A central map of East Asia shows the Sea of Japan, Japan, the Republic of Korea, the East China Sea, and Taiwan. Arrows point from specific regions to detailed photos of the exercises. The exercises include: 1. 統合防空ミサイル防衛訓練 (Integrated Air and Missile Defense Training) with photos of missile launchers and fighter jets. 2. 空挺作戦 (Airborne Operations) with photos of transport planes and paratroopers. 3. 水陸両用作戦 (Amphibious Operations) with photos of landing vehicles and amphibious assault ships. 4. 統合対艦攻撃訓練 (Integrated Anti-Ship Attack Training) with photos of naval ships and fighter jets. 5. 統合後方補給 (Integrated Rear Support) with a photo of a supply ship. 6. サイバー攻撃等対処 (Cyber Attack Response) with a photo of soldiers. 7. 協同基地等警備 (Joint Base Security) with a photo of soldiers. 8. 宇宙状況監視に係る連携 (Cooperation for Space Situation Monitoring) with a photo of a satellite. 9. 統合電磁波作戦訓練 (Integrated Electromagnetic Warfare Training) with a photo of a truck.

米国軍事戦略のための自衛隊

- 「オリエント・シールド」(Orient Shield)
→ 米国のための「東洋の盾」
- 「キーン・ソード」(Keen Sword)
→ 米国のための「鋭い剣」
- 日本がアメリカの盾になり剣になる訓練を毎年行っている。
 - アメリカの要求に沿う形で与那国島、石垣島など八重山諸島、沖縄、九州に自衛隊基地が配備・強化されてきた。そしてアメリカ軍事戦略を自衛隊に実施させるための日米共同軍事訓練が頻繁に行われている。

アメリカはアメリカの軍事目的のために
自衛隊を利用しているだけという現実

台湾有事の戦場は、アメリカ本土や中国本土ではなく、
台湾と日本

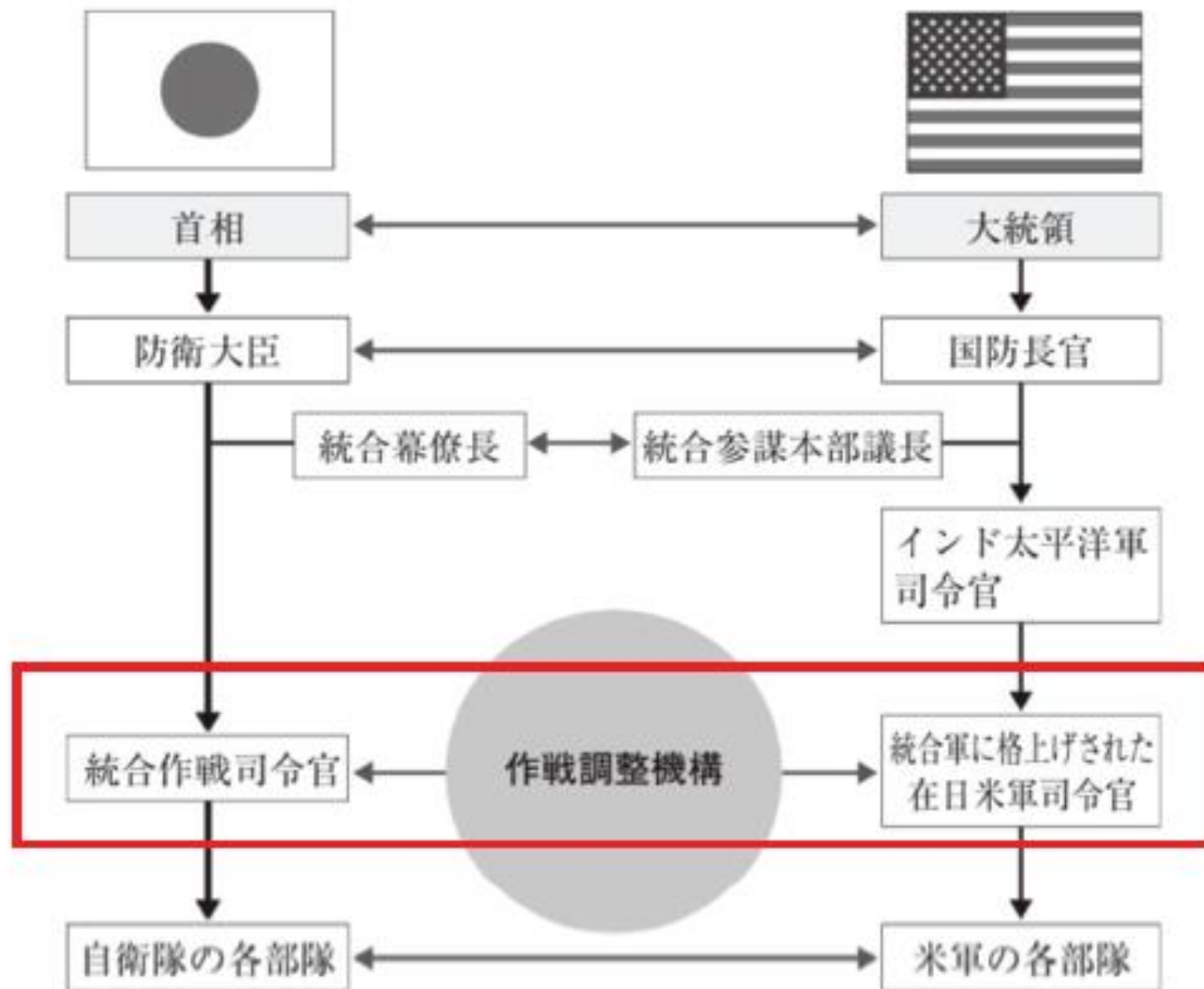
アメリカ軍関係の新聞 「STARS AND STRIPES」

Nov.14.2022

- 「Okinawa bases won't survive in a conflict with China.」
 - 「沖縄の基地は中国との紛争で生き残れないだろう。」
 - 「Nothing on the first island chain, especially not Kadena, will be survivable in a conflict with China.」
 - 「第1列島線、特に嘉手納には生き残れるものは何もないだろう。」
- 「法と民主主義」574号・飯島滋明教授報告

台湾有事の戦場は、アメリカ本土や中国本土ではなく、
台湾と日本

日米が常設の統合作戦司令部を新設



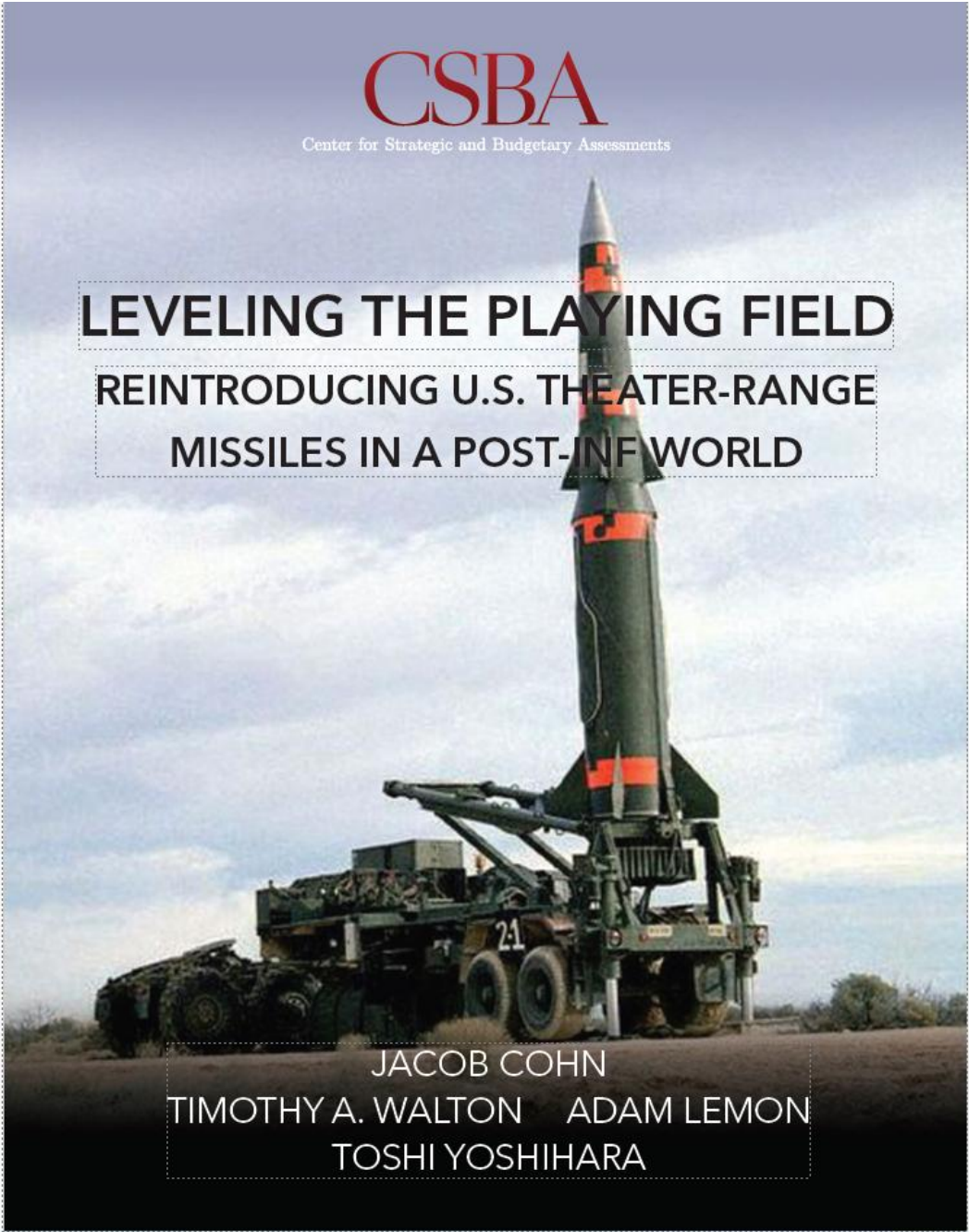
「これは、在日米軍の創設以来、最も重要な変化であり、日本と軍事上の関係において過去70年で最も強力な進展の1つだ」

(オースティン国防長官)

2024/7/28

防衛省は、2025年3月24日
米軍のカウンターパートとして「統合作戦司令部」を新設

布施祐仁著「従属の代償」
119頁より



CSBA

Center for Strategic and Budgetary Assessments

LEVELING THE PLAYING FIELD

REINTRODUCING U.S. THEATER-RANGE MISSILES IN A POST-INF WORLD

JACOB COHN

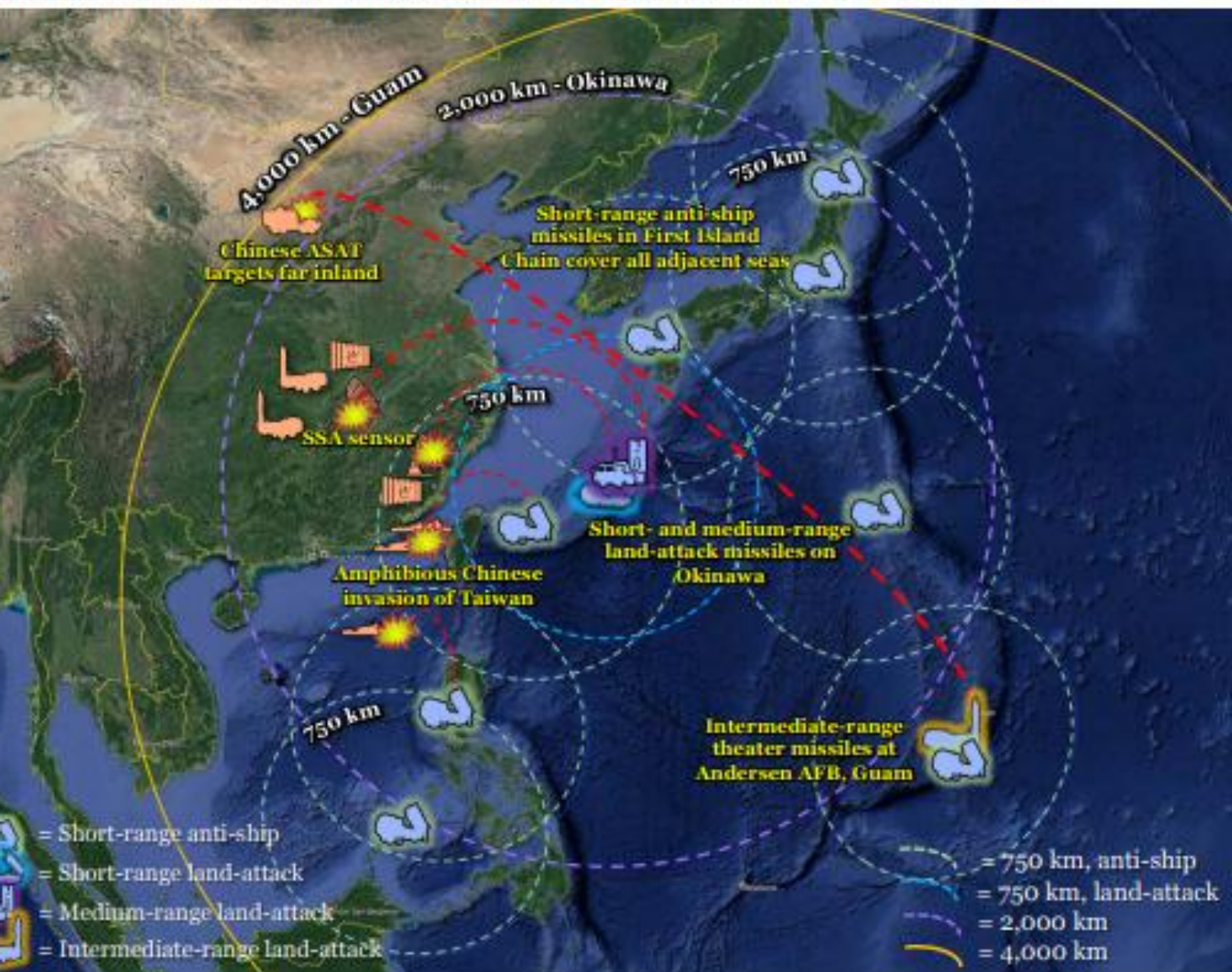
TIMOTHY A. WALTON ADAM LEMON

TOSHI YOSHIHARA

戦略予算評価センター(Center for Strategic and Budgetary Assessments)

米国のシンクタンクで、主に国防政策、軍事力の計画、予算に関する研究を行う。米海軍や空軍と協力して「エアシーバトル」や「海洋プレッシャー戦略」といった新しい戦略の開発にも関与。

FIGURE 7: THEATER-RANGE MISSILES IN A POTENTIAL CONFLICT WITH CHINA



＜ワンシアター（1つの戦域）構想＞

中谷防衛大臣が2025年3月ヘグセス国防長官との会談で発表。地理的な戦域を設定し、情報共有や戦略的準備を通じて、各国の軍隊間の協力を促進し共同で作戦を遂行する。集団的自衛権行使容認により可能になった。

＜米国の戦域作戦構想＞

台湾有事の際には日本やフィリピン、グアムにミサイルを分散配置して、自衛隊との共同作戦で、洋上の中国軍艦や中国本土の港湾、航空基地を攻撃して台湾への水陸侵攻を阻止する。

CSBA “LEVELING THE PLAYING FIELD”より

日本国内で進む軍事化の一例

- 民間施設を特定利用空港・港湾として指定して軍民共用とする。
 - 軍民共用に指定された民間空港・港湾は、有事の際の相手国の攻撃対象となり、基地周辺住民に被害は広がる。
 - 2024年4月、8月、2025年4月の3回にわたり11空港（金沢港、境港、南紀白浜空港なども追加された）、25港湾が指定されている。
 - 北九州空港の2500メートルの滑走路を、3000メートルに延長する工事も進む。あらゆる米軍機も、利用できるようになる。
 - 「水陸機動団」を輸送するための陸上自衛隊オスプレイ受け入れのための建設工事が佐賀空港そばの佐賀駐屯地（仮称）で進む。佐賀空港滑走路を軍民共用で利用。
- 自衛隊基地の増強
 - 2016年沖縄県与那国島に陸上自衛隊の駐屯地、2019年宮古島と奄美大島駐屯地、2023年石垣島駐屯地。
 - 京都南部の祝園（ほうその）分屯地で、自衛隊が102億円をかけて火薬庫を8棟増設。
 - 陸上自衛隊大分分屯地（敷戸弾薬庫）で、計9棟の大型弾薬庫の建設。
 - 湯布院駐屯地に、各地のミサイル連隊に指令を出す第2特科団が配備。

- ・ 軍事産業レベルでの共同開発、共同生産に向けた作業も進められる。

- ・ 日本国内法制整備進んでいる。

殺傷能力ある武器の
第三国輸出を解禁

- ・ 防衛財源確保法、重要土地等規制法、地方自治法改正

- ・ 経済安全保障推進法、重要経済安保情報保護法

- ・ 武器輸出三原則・運用基準の改定

欧米の武器をライセンス
生産して輸出

- ・ これらが一体となり、日米間で最先端軍事技術の開発、共有、生産が可能になる。

日本学術会議も法人化
してその独立性を奪おう
としている

- ・ 宇宙も衛星コンステレーションに関する二国間協議を発表

- ・ 宇宙を戦場としてアメリカ宇宙軍と共同の宇宙作戦を行う。

- ・ 米国6軍（陸海空、海兵、沿岸警備隊、宇宙軍）

- ・ 自衛隊部隊による靖国参拝、自衛隊出身者が靖国宮司就任、自衛隊による大東亜戦争の呼称使用など。

- ・ 戦争して自衛官が死亡することを想定。

- ・ 戦死を美化するための装置としての靖国神社の機能を復活させる。

靖国神社の問題点

- 戦前は軍隊、宗教、天皇制の三位一体で戦争を遂行した。戦後はそれから脱却したはず（憲法9条、20条、1条）。
- 靖国神社
 - 政教分離
 - 天皇のために戦って死亡した兵士の顕彰施設
 - 平和主義
 - 軍国主義の精神的支柱として国民を戦争に動員した
 - 国際公約
 - A戦犯合祀、日中共同声明、サンフランシスコ平和条約

帝国軍人が多く採用された警察予備隊から始まった自衛隊は、その精神性も含めて戦前との決別ができていないのではないか。

軍事とジェンダーも
考えるべきもう1つの課題です

戦前の軍隊による女性利用

- 1931年の満州事変
- 1932年に大日本国防婦人会が発足
- 1934年には100万人を超える組織
- 陸軍が女性の思い、社会的承認欲求を利用
- 厭戦気分、反戦意識を持たせないための仕組みとして機能
- 1942年に大日本婦人会に改組、20歳未満の未婚女性を除くすべての女性が組織される
- 「産めよ育てよ」人口（兵士）増加政策の手段としても女性を利用

軍事における女性の被害と女性軍人

- 性暴力
- 軍隊内ハラスメント
- 女性軍人の増加
 - 2015年に北朝鮮・ノルウェー、2018年にスウェーデン
 - 2026年からデンマークも女性徴兵制予定
 - 女性軍人の割合
 - イスラエル40%、ノルウェー33%、米国15%、日本の自衛官約 9 %
- 女性の軍隊参入をめぐる楽観主義の立場と、悲観主義の立場
(「女性兵士という難問」 佐藤文香著)

イメージ戦略として女性兵士を活用

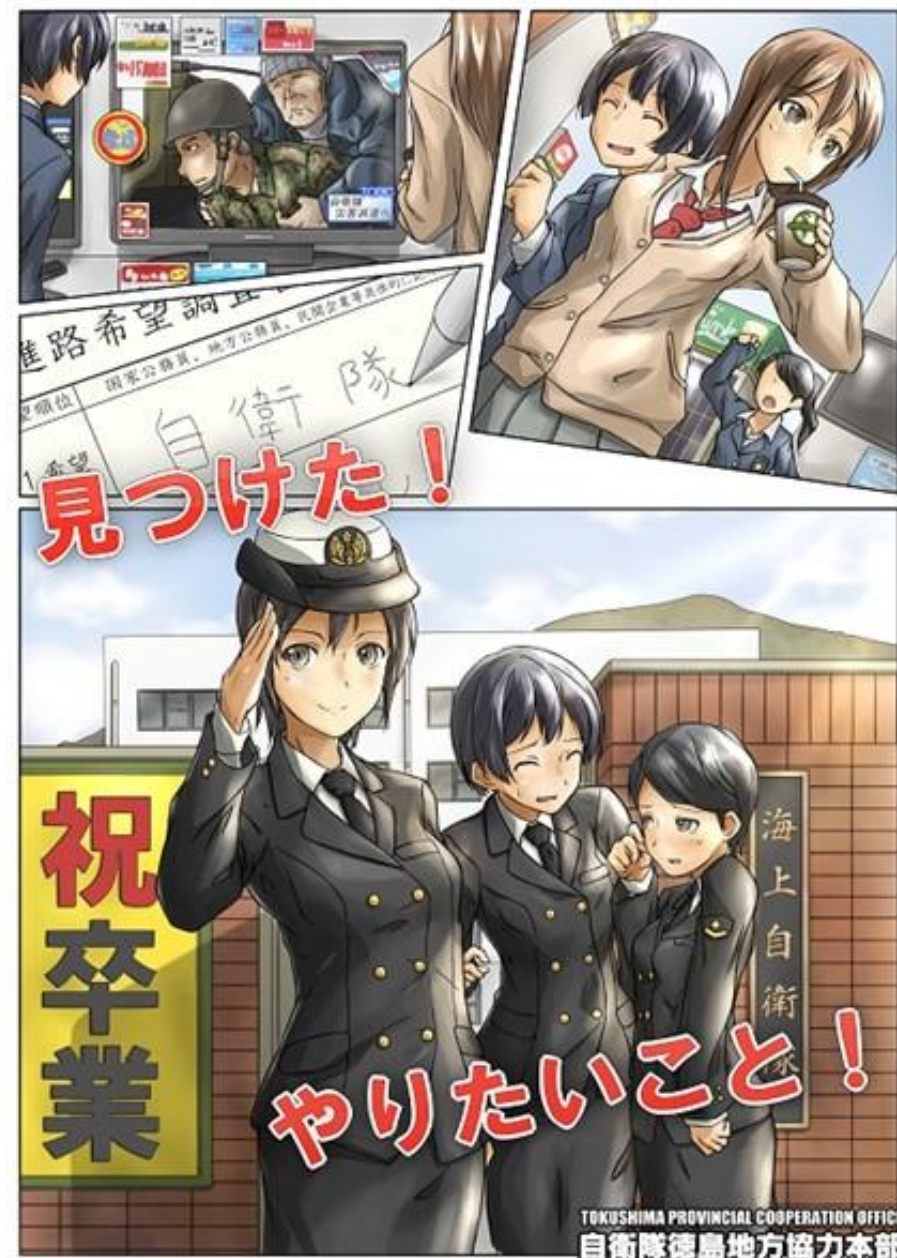
- 戦争、軍隊、占領といった暴力的な軍隊の本質を覆い隠すための道具として女性が利用
- 自衛隊においても効果的な広報活動として頻繁に女性自衛官がメディアにも登場
- 自衛官募集のポスター
 - 愛される自衛隊であることを示すシンボルとして活用
- 自衛隊の**軍事的な本質をカモフラージュ**することに貢献





自衛隊 神奈川地方協力本部

TEL.045-662-9429 <http://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/>



軍事力・戦争の正当化として女性を利用

- 2014閣議決定の際、安倍首相が説明に使ったパネル
- 「女性や子どものような脆弱な人々を保護する」という家父長制的なジェンダー観によって正当化
 - 軍事とジェンダーの循環構造
 - 平時のジェンダー問題と戦争との連続性

軍事とジェンダー

- 憲法は一人ひとりの個人の尊厳を尊重（憲法13条前段）
 - 人間の道具化の否定
- 改憲派の中には「家」制度・家父長制への郷愁と軍事化は一体
- 自民党の同性婚や選択的夫婦別姓への消極性と、国防軍の創設は一貫
- 「軍事化（militarization）」とは「人的、物的な軍事力の増強だけでなく、軍事的思考や行動様式が政治、経済、社会、文化等広い範囲に大きな影響を及ぼすに至る過程」（『新社会学事典』）。
 - 軍部が発言権を増すという「政治的軍事化」、
 - 兵器の技術革新や軍備拡張が進む「経済的軍事化」、
 - 軍事主義的な理念や価値観が市民社会に浸透していく「社会・文化的軍事化」

市民社会とは異質な軍事(軍隊・自衛隊)

- 軍隊の価値原理は、本質的に**市民社会**の価値原理(個人の尊重、人権尊重、民主主義)とは相いれない。
 - 軍隊では、**個人**よりも**組織**を重視し、各人の**主体性**よりも命令に**服従**することが不可欠とされ、**命と人権を尊重**する市民社会と異なり、**命を奪い人権を否定**することに価値を置く。
 - 力がものを言う社会でいいのか。ジェンダー平等への影響。
- 憲法で軍隊をコントロールするということは、憲法の中に相いれない異質の原理を包摂せざるを得ず、**憲法の中に全く異なる価値体系が混在**することを意味する。
 - 自衛隊を憲法に明記する改憲を進めることは、このような**異質な軍事的組織に憲法が正統性を与える**ことになる。**日本が普通の軍事国家**となっていくことを意味する。
 - **軍事力を憲法でコントロールしうる**ことを当然の前提にすること自体を**現実**に即して疑ってみるべきではないか。

本気で戦争する国になるのなら

- これまでの**専守防衛、拒否的抑止力、武器輸出禁止、「安心供与」という防衛政策を変更**するのであれば、これまでの「国のかたち」を規定してきた憲法を変えなければならない。
- 現在の憲法9条の下では違憲となるので、改憲論議をしっかりと、戦争する国に国民の意思で変更していく必要がある。
- 軍事の専門家や内閣だけで変更できるものではない。
 - 防衛官僚や一部与党議員だけで検討して閣議で決定する手法。
 - ← 議会制民主主義に反する意思決定方法で許されないはず。
 - 国民的議論に基づく改憲をしないまま、こうした防衛政策を大きく変更することは、**立憲主義に真正面から反する**。

現実問題として原発を維持したままで専守防衛を捨てる
ことが安全保障の強化になると本気で考えているのか

今、国民・市民の「戦わない覚悟」が問われている

憲法9条について考える際には、
戦争の実態を知っておく必要があります

Chuko Shinsho
LaClef
165

潮 匡人

常識としての軍事学

東大生も教わらない

**世界標準
を知ろう!**

定価 本体
740円(税別)

軍隊は国民を守るための組織ではない

- これは軍事の常識
- 軍隊は何を守るのかと言い換えるなら、その答えは国民の生命・財産ではありません。それらを守るのは警察や消防の仕事であって軍隊の「本来任務」ではないのです。(潮匡人「常識としての軍事学」)

『日本国防軍を創設せよ』栗栖弘臣 (小学館文庫)



今でも自衛隊は国民の生命、財産を守るものだと誤解している人が多い。政治家やマスコミも往々この言葉を使う。しかし、国民の生命、身体、財産を守るのは警察の使命（警察法）であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない。自衛隊は「国の独立と平和を守る」（自衛隊法）のである。

「日本国防軍を創設せよ」（栗栖弘臣）78頁

兵士が人でなくなる

- アメリカ海兵隊の新兵訓練の目的は、「人を殺せるようにすること」
 - 第二次世界大戦で、見える敵への発砲率が15～20%に過ぎなかったことの衝撃から訓練を見直す。
- 98%の人間は人を殺せないが、人を殺すことに対する心理的なバリアーを除く教育が必要（同種殺しの抵抗感の除去）。
- 12週間の訓練の後、3ヶ月の実戦的訓練を積んだだけでイラク、アフガンの戦場に送られる。
- 殺人を任務とする、人を殺せる人間に作られていく。
- 戦死者以上の帰還兵の自殺者
 - PTSD、うつ病に苦しみ続けている。

- イラク・アフガニスタン戦争に派遣された米軍兵士は約300万人。
 - 米軍戦死者 累計7057人。
 - PTSDに苦しむ者 60万人以上。
 - 自殺者 3万177人(戦死者の約4倍)。

(世界2024.09布施祐仁氏による)

- イラクに2度派遣された元陸軍軍曹ダニー・オニールさん(37)の所属した部隊では、9人が戦死し、米国帰還後に15人が自殺した。
 - 自身もPTSDに悩まされ、これまで2度、自殺を図った。「毎日、毎日、頭の中でぐるぐると回り続ける怒りや罪悪感…。命を絶つ以外に逃げ道がなかったんだよ」

(北海道新聞2019/9/10による)

帰還兵はなぜ

DAVID FINKEL, THANK YOU FOR YOUR SERVICE

デイヴィッド・フィンケル 古屋美登里・訳

自殺するのか



イラク・アフガン戦争から生還した兵士200万のうち、
50万人が精神的な傷害を負い、毎年250人超が自殺する。

戦争で壊れてしまった男たちとその家族の出口なき苦悩に迫る衝撃のレポート！

何も知らないまま戦争を始めようとしている人たちがいる。

内田樹氏推薦！

亜紀書房 定価：本体2500円＋税

作者: デイヴィッド・フィンケル,
古屋美登里

日本の自衛隊員は？

- 日本においても、イラク支援のため、2003年から2009年までの5年間で延べ約5600人の自衛隊員が派遣された。イラクから帰還後に21人の自衛隊員が自殺した（北海道新聞 2023/4/28）。
 - 日本国民の自殺者数は、21,881人で5700人に1人（2022年度）。そのほぼ21倍の自殺率
- 自殺にいたらないまでもPTSDによる睡眠障害、ストレス障害に苦しむ隊員は全体の1割から3割とされる。非戦闘地帯にいて、戦闘に直接かかわらなかった隊員にすらこのような影響が出ている。
- そして日本では、そうした隊員に対する支援のシステムができているとはいえない。

我々にとって大切なこと

- 相手の立場に立って考える。
- 想像力を働かせる。
- 一歩先を考える。
- そして、具体的に考えること。
 - 自衛隊の実態を踏まえること。
 - 戦争のことを私たちは、どこまで知っているだろうか。

戦争とは人を殺し殺されること

「戦争とは人が殺され人間的なものが死ぬことです」
(半藤一利)

そして

どの戦争にも必ず
「戦争の後」がある。

これからも出てくる勇ましい言葉や宣伝に
惑わされないこと。

今こそ、冷静さが必要

- 戦争の悲惨な現実を知ること。
- しっかりと想像力を働かせること。
 - 映画やゲームのようにカッコいいものなんかではない。残酷で、無残で、悲しいだけ。
- 耐えがたい苦痛を家族や友人にもたらす。
- 武力行使によってさらに重大な問題を引き起こす。
- 軍事力によっては、問題は解決できない。

どんな理由があっても、戦争という手段
では何も解決しないのだから、
憲法9条を変えるべきでない。

どちらが楽観主義・お花畑なのだろうか

- 軍隊は国民を守るものだと思う楽観
- 抑止力を高めたら相手は必ず従うと思う楽観
- 戦争すれば必ず勝てる、または被害はないと思う楽観
- 食料自給率38%、エネルギー自給率12.6%でも戦争できると思う楽観
- 攻められても原発は標的にならないと思う楽観
- 敵を作ってもテロの標的にはならないと思っている楽観
- サイバー攻撃など受けないし、インフラも防衛できると思っている楽観
- 戦争になっても犠牲になるのは自衛官だけと思う楽観
- 軍事費が増大しても、増税もなく年金・子育てにも影響ないと思っている楽観
- 日本の政治家には、米国の要求を拒否できる能力があると思う楽観
- 戦前、失敗した軍事力の統制を今の政治家ならできると思っている楽観

現実主義を標榜する人は、
現実の一部を自分たちに都合よく
選んで主張しているだけではないか
という疑問を持つことが大切。

私たちは「それとは違う現実」が
あることを知る必要がある。

「壁の向こうに友人、理解者、仲間を作れば、
壁は壁でなくなる。」

(ダニーロ・ドルチ)

壁や脅威は物理的なものではなく、

私たちの意識の問題なんだ。

非立憲を立憲に引き戻すために
憲法9条を変えさせないために
我々がなすべきこと

どんな国をめざすべきなのか ～私たち自身が何をめざすか～

＜めざしてきた日本の形＞ → ＜こんな国にしたいのか＞

自由にものが言える国	→	萎縮してしまう国
弱い立場の人でも安心できる国	→	強者が優遇される国
多様性を認めあえる国	→	異端・異論を排除する国
9条を活かし、戦争できない国	→	戦争しに行く国
外交力で信頼関係を構築する国	→	軍事的抑止力で押さえ込む国
独立主権国家	→	究極の対米従属国家
基地のない国	→	沖縄に基地負担を押しつける国
一人ひとりを大切にする国	→	国家を第一に考える国

法の論理	→	力・排除の論理
法でコントロールする国		情報操作で国民を支配する国



法の支配



人の支配

→

今、私たちに必要なこと

- この国を**どんな国にしたいのか**、私たち自身が覚悟を決める。
一 国は与えられるものでなく、私たちが創り上げるもの。
- **萎縮しないで、声をあげる。**
一 家庭、職場、学校、地域で**話題にし続ける。**
- **想像力（イマジネーション）**
 - 一 戦争の悲惨さへの想像力
 - ・ 慎重すぎるくらいがちょうどいい。
 - 一 自分の生活がどう変わるかへの想像力
 - 一 今こそ、歴史から学ぶ勇気と誇り
- **自分の意思**で選挙や改憲国民投票に参加する。

憲法を生活
や仕事の中
で活用する

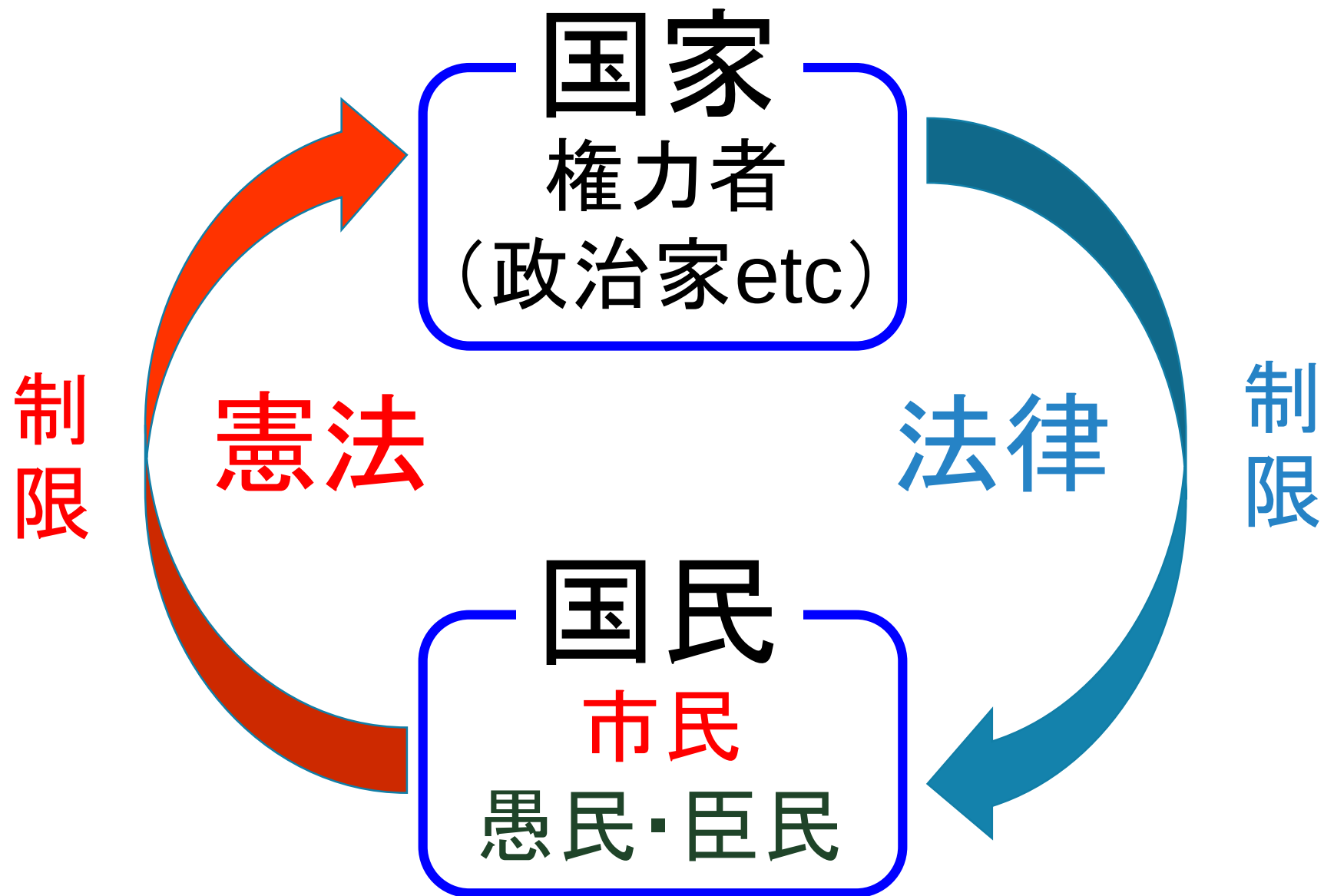
マルチン・ニーメラー牧師の告白

はじめにやつら(ナチス)は**共産主義者**に襲いかかったが、私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらは**社会主義者と労働組合員**に襲いかかったが、私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。

つぎにやつらは**ユダヤ人**に襲いかかったが、私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。

そして、やつらが**私**に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもう誰もいなかった。



自立した市民をめざそう

- 自立した市民にならないと損をする。
 - 自立した市民として賢く生きるために学び続けること。
- 自立した主体的に生きる市民
 - 自らの意思で**学び、考え、行動**し、社会にかかわる。
 - **物言う口うるさい民**。
- 愚民・臣民
 - **誰かに任せ、従順に**従い、自由がなくとも、守ってもらえればよしとする。自らこれを選択している。
 - **物言わぬ従順な民**（選挙にもいかず任せきり）。

家庭・学校・職場・地域

非立憲国家の為政者は愚民を歓迎する。

憲法9条を持つ日本で私たちが学び続けること

- 憲法教育（主権者教育、市民教育）

- 学校、家庭、職場、地域など多層的に

- 憲法価値を知る。
- 議論することの意義と方法を知る。
- 政治や憲法をタブー視しない。
- 意識して多様な情報に触れる（メディア・リテラシー）

憲法9条が現実的選択であることの理解

- 国民・市民としての意識

- 個人の尊重

- 人は皆違うことを自覚して、異質な他者との共存をめざす。
- 人を何かの道具として扱わない。

憲法13条の延長線上に9条があることの理解

- 80年間、政府に戦争させなかった**市民の連帯の力に自信**を持つ。

9条は理想。
だからこそ、理想に向かうプロセスが重要。
憲法は未完のプロジェクト。

憲法改悪阻止の運動は、
改悪を阻止してきた実績がある。
そのことに自信と誇りを持つべき。

そして、私たち自身も運動を通じて
学習し成長する重要な意味がある。

ただ一人の人間の命は、
この地球上で一番豊かな人間の全財産よりも
100万倍も価値がある。

もし私たちが空想家のようなといわれるならば、
救いがたい理想主義者だといわれるならば、
できないことを考えているといわれるならば、
何千回でも答えよう
「その通りだ」と

チェ・ゲバラの言葉

身近な憲法・法律問題について一緒に考えてみませんか
最新のトピックを取り上げ毎週発信！

伊藤真の元気が出る憲法アップデート

 YouTubeで配信中！



<https://www.youtube.com/playlist?list=PLcarrdkNcok8vpMcfWYiOQdZj1XwIDds6>

アクセスはこちらから



Xでも伊藤塾長の活動や最新の試験情報について発信しています。



法律資格・公務員
法科大学院



https://twitter.com/itojuku_shihou

最後に

- 1 明日の日本は今日の私たちが創る。
→今を変えれば未来を変えられる。
憲法の理想に現実を近づけることこそ必要。
- 2 **今を生きる者としての責任**を果たし**誇り**を持つ。
→**憲法を知ってしまった者**として今できることを。
市民として主体的に行動する。
そして、**連帯の力への確信**。
- 3 **Festina Lente** (ゆっくりいそげ)
慌てず、焦らず、諦めず、
一步一步が大切。